

平成30年第1回中津川市議会（定例会） 提出予定議案

平成30年第1回中津川市議会（定例会）に、報告1件、条例18件、人事3件、その他5件、補正予算6件、当初予算11件、合計44件の議案を提出します。

（報告）

1、専決処分の承認を求めることについて

- 12月議会閉会後に専決処分したことについて報告し、承認を求める。
・中津川市税条例の一部改正について（専第1号）

①地方税法施行規則が一部改正され、同規則の引用部分に条項ずれが生じたため改正した。

②施行期日 平成30年1月1日

（条例）

1、中津川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、改正する。

①次の項目の取得等を認める特別の事情に、「保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を追加する。

- (1) 再度の育児休業取得
- (2) 育児休業期間の再度の延長
- (3) 育児短時間勤務終了から1年経過していない再度の育児短時間勤務

②施行期日 公布の日

2、中津川市職員の退職手当に関する条例等の一部改正について

国家公務員退職手当法の改正に準じて退職手当の支給水準を引き下げるため、及び雇用保険法の一部改正に伴い、改正する。

①一般職の退職手当率の引き下げ

- ・調整率を、100分の87から100分の83.7に改定し、退職手当の支給率を引き下げる。（国平均で約78万円の引下げ）

②雇用保険法の改正に伴い、失業者の退職手当にかかる規定について、必要な条文整備を行う。

- (1) 雇用情勢が悪い地域に居住する者及び災害により離職した者の給付日数を原則60日延長する。

(2) 移転費の支給対象に、公共職業安定所（ハローワーク）のほかに、職業紹介事業者の紹介による就職者を追加する。

(3) 改正する条例

- i 中津川市職員の退職手当に関する条例
- ii 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

③施行期日 平成30年4月1日

3、中津川市積立基金条例の一部改正について

中津川市ふるさとづくり応援基金に積み立てる寄附金を適正に取り扱うため、改正する。

①「ふるさとづくり応援基金」に積み立てる金額の規定を「指定寄附及び当該基金の運用から生ずる収益のうち市長が定める額」から「寄附金及び市長が定める額」に改める。

②施行期日 公布の日

4、中津川市手数料条例の一部改正について

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、改正する。

①砂利採取計画の認可手数料を「37,000円」から「33,900円」に改める。

②砂利採取計画の変更の認可手数料を「17,000円」から「15,000円」に改める。

③施行期日 平成30年4月1日

5、中津川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部改正について

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）等の一部改正に伴い、改正する。

①「中津川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例」及び「中津川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例」の一部改正

(1) 「認知症対応型共同生活介護」の身体的拘束等の適正化を図るための改正

(2) 高齢者及び高齢の障がい者を対象とした「共生型地域密着型サービス」の創設に伴う改正

②中津川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正

・「内容及び手続きの説明及び同意」について適正化を図るための改正

③施行期日 平成30年4月1日

6、中津川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について

介護保険法の一部改正に伴い、居宅介護支援事業所の指定権限が県から市に移譲されるため、制定する。

①介護支援専門員の育成や支援などに市が積極的にかかわっていくよう、居宅介護支援事業者の指定権限が、県から市へ移譲されることになったため、事業者を指定するに当たり、条例で基準を定める。

②条例の主な内容（現行の岐阜県条例と同じ内容で制定する。）

- (1) 基本方針
- (2) 従業者の員数、管理者に関する事項
- (3) サービス提供に関する事項
- (4) 要介護認定の申請に係る援助に関する事項
- (5) 指定居宅介護支援の取扱方針
- (6) 居宅サービス計画に関する事項
- (7) 運営規程に関する事項

③施行期日 平成30年4月1日（一部の規定は、平成30年10月1日）

7、中津川市介護保険条例の一部改正について

介護保険事業計画策定による介護保険料等の見直し及び介護保険法施行令の一部改正に伴い、改正する。

①事業計画に伴う改正

- (1) 介護保険料基準月額を5,300円とする。
- (2) 国の基準所得金額の変更に伴う改正
 - ・第7段階と第8段階を区分する基準所得金額を「190万円」から「200万円」へ引き上げる。
 - ・第8段階と第9段階を区分する基準所得金額を「290万円」から「300万円」へ引き上げる。
- (3) 所得段階基準割合の第9段階を3つに細分化し11段階にすることで、保険料基準額の上昇を抑制し、全体の軽減を図る。

②介護保険法施行令の改正に伴う改正

- (1) 市の質問検査権について、「第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主」を「被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主」に改める。
- (2) 介護保険料算定に用いる所得指標の「合計所得金額」を「合計所得金額から譲渡所得に係る特別控除額を控除した額」とする。

③施行期日 平成30年4月1日

8、中津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、改正する。

①就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が一部改正され、同法の引用部分に項ずれが生じるため改正する。

②施行期日 平成30年4月1日

9、中津川市国民健康保険条例の一部改正について

国民健康保険料の賦課方式を変更するため、及び国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、改正する。

①賦課方式を、他の医療保険制度と同様、資産割を含まない、所得割・均等割・平等割の3方式に変更する。

②国民健康保険法施行令の改正に伴う改正

(1) 市町村ごとに決定する「国保事業費納付金」を基にした保険料の賦課の基準等、制度改革に伴う条文を整備する。

(2) 被保険者間の保険料負担の公平の確保及び中間所得者層の保険料負担の軽減を図るため、保険料の賦課限度額を「54万円」から「58万円」に引き上げる。

(3) 低所得者に対する軽減対象となる所得基準額を引き上げ、軽減対象世帯を拡大する。

③施行期日 平成30年4月1日

10、中津川市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、改正する。

①国民健康保険の被保険者であり、国民健康保険法の規定により住所地特例の適用を受けている者が、後期高齢者医療制度に加入した場合に、国民健康保険での住所地特例の適用を引き継ぎ、後期高齢者医療制度でも住所地特例を適用する。

②施行期日 平成30年4月1日

11、中津川市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について

消費者安全法の改正に伴い、相談体制を強化するため、中津川市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例を制定する。

①消費者安全法が改正され、消費生活センターを設置する地方公共団体は、条例を制定することとなった。

・中津川市では既に消費生活センターに該当する消費生活相談室を設置している。

②条例の主な内容

(1) 消費生活センターの組織及び運営に関する事項

- ・消費生活センターの名称
- ・消費生活センター長及び職員の配置
- ・消費生活相談員の人材及び処遇の確保

(2) 消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理に関する事項

③施行期日 平成30年4月1日

12、中津川市環境保全条例の一部改正について

旅館業法の一部改正に伴い、改正する。

①旅館業法が一部改正され、同法の引用部分に項ずれが生じるため改正する。

②施行期日 平成30年6月15日

13、中津川市農業共済事業の実施に関する条例の廃止について

農業災害補償法の一部改正により、農業共済事業執行等の見直しがされたことに伴い、廃止する。

①現在、中津川市が農業共済事業を行っていないため、中津川市が農業共済事業を行うことを規定した条例を廃止する。

②施行期日 公布の日

14、中津川市ふれあい牧場の設置等に関する条例の一部改正について

中津川市ふれあい牧場の施設への入場料を改正する。

①中津川市ふれあい牧場の施設への入場料を「310円」から「600円」に改める。

②施行期日 平成30年4月1日

15、中津川市中小企業小口融資条例の一部改正について

中小企業信用保険法の一部改正に伴い、並びに貸付限度額を拡充し、及び貸付期間を延長するため、改正する。

①中小企業信用保険法の改正に伴い、保証人を徴求する基準を変更する。

②中小企業者・小規模企業者を持続的に支援するため、貸付限度額を「1,250万円」から「2,000万円」へ拡充する。

③事業者の返済に係る負担増を考慮し、貸付期間を「96箇月」から「120箇月」へ延長する。

④施行期日 平成30年4月1日

16、中津川市キャンプ場等の設置等に関する条例の一部改正について

福岡ローマン渓谷オートキャンプ場の使用料を変更するため、改正する。

- ①料金体系の見直し及び料金表の改定
 - (1) 施設名称の変更と使用料の一部改正
 - (2) 連泊の削除
 - (3) 貸し出し備品等の明文化

②施行期日 平成30年4月1日

17、中津川市消防本部消防手数料条例の一部改正について

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、改正する。

- ①危険物製造所等の設置許可及び危険物製造所等の完成検査前検査手数料を改定する。

②高圧ガス等の容器検査に係る手数料を改定する。

③施行期日 平成30年4月1日

18、中津川市火災予防条例の一部改正について

防火対象物の違反對象物に係る公表制度を実施するため、改正する。

- ①防火対象物の消防用設備等が消防法令に違反している場合に、その法令違反の内容を利用者等へ公表できるようにする。

②施行期日 平成31年4月1日

(人 事)

1、中津川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

任命予定者 たじま まさこ
田島 雅子 (再任)

2・3、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

推薦予定者 やすえ でんじ 安江 傳二 (新任) あおやま けんいち 青山 健一 (新任)

(その他)

1、東濃農業共済事務組合理約の変更について

農業災害補償法の一部改正に伴い、変更する。

- ①法律名の引用部分を「農業災害補償法」から「農業保険法」に改める。
- ②農業者の農業収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するための保険制度として、新たに創設された「農業経営収入保険事業」を実施できるようにする。
- ③施行期日 岐阜県知事の許可のあった日から施行（平成30年4月1日から適用）

2、損害賠償の額の決定について

- ・平成28年9月、患者は急性胆のう炎治療のため、市民病院消化器内科にて入院治療を受けていた。
- ・消化器内科医師は、胆のう摘出術の術前検査として、胃カメラを実施するよう指示を行い、別の消化器内科医師が胃カメラを実施したところ、胃の上部に炎症のある部分があったため、病理診断の指示を行った。
- ・病理診断の結果は胃がんであったが、患者は病理診断が出る前に一旦退院していた。
- ・平成28年11月、患者は消化器内科外来を受診されたが、この時、胃カメラの指示を出した消化器内科医師は病理診断の結果を伝えることなく診察を終了し、胆のう摘出術のため市民病院外科に依頼を行った。
- ・平成29年2月、患者は外科にて胆のう摘出術を受けられ、治療は終了となった。
- ・平成29年7月、市民病院の診療情報管理士が、がん登録業務のため、全カルテを検索していたところ、消化器内科カルテでがん治療方針が明確でないカルテを発見し、消化器内科へ問い合わせたところ、当該患者の病理診断結果が見落とされていたことが判明した。
- ・平成29年7月、患者へ説明を行い、改めて胃カメラ等を実施し、早期がんであることが確認できたことから、平成29年8月、胃を全部摘出する手術を行った。
- ・平成28年11月の胃カメラの病理診断結果を見落とし、平成29年7月まで患者に伝えることができなかったことに対し病院側の過失を認め、損害賠償を支払うこととした。

- ・損害賠償額 2,000,000円
- ・患者 岐阜県在住の男性（73歳）
- ・損害賠償の相手方 本人

3、市道路線の認定について

坂本291号線

- ・リニア岐阜県駅周辺土地区画整理事業に伴い、坂本68号線及び坂本126号線との接続道路として市道に認定し、一貫した道路管理をする。

4、指定管理者の指定について

施設の管理を指定管理者に行わせるため、指定する。

- | | |
|-------|---|
| ・施設名 | 中津川市落合石畳マレットゴルフ場 |
| ・指定先 | 中津川市落合1447番地の124
落合石畳マレットゴルフ場管理運営委員会
会長 伊藤 一正 |
| ・指定期間 | 平成30年4月1日～平成33年3月31日 |

5、平成29年度中津川市病院事業会計資本剰余金の処分について

①処分の内容

医療職員修学資金貸付金の返還債務の免除にあたり、財源である資本剰余金（一般会計負担金）を処分するもの

②処分の理由

中津川市医療職員修学資金貸付条例に定める返還債務の免除期間（貸付期間の1.5倍）を経過したため

③処分する資本剰余金の額 3,730,000円

(補正予算)

- 1 平成29年度中津川市一般会計補正予算
- 2 " 国民健康保険事業会計補正予算
- 3 " 下水道事業会計補正予算
- 4 " 介護保険事業会計補正予算
- 5 " 後期高齢者医療事業会計補正予算
- 6 " 病院事業会計補正予算

(当初予算)

- 1 平成30年度中津川市一般会計予算
- 2 " 国民健康保険事業会計予算
- 3 " 駅前駐車場事業会計予算
- 4 " 下水道事業会計予算
- 5 " 農業集落排水事業会計予算
- 6 " 特定環境保全公共下水道事業会計予算
- 7 " 介護保険事業会計予算
- 8 " 個別排水処理事業会計予算
- 9 " 後期高齢者医療事業会計予算
- 10 " 水道事業会計予算
- 11 " 病院事業会計予算

お問い合わせ先

総務部 行政管理課 文書行政係 担当者：葛西将光

電話：0573-66-1111（内線442） E-mail: gyousei@city.nakatsugawa.lg.jp